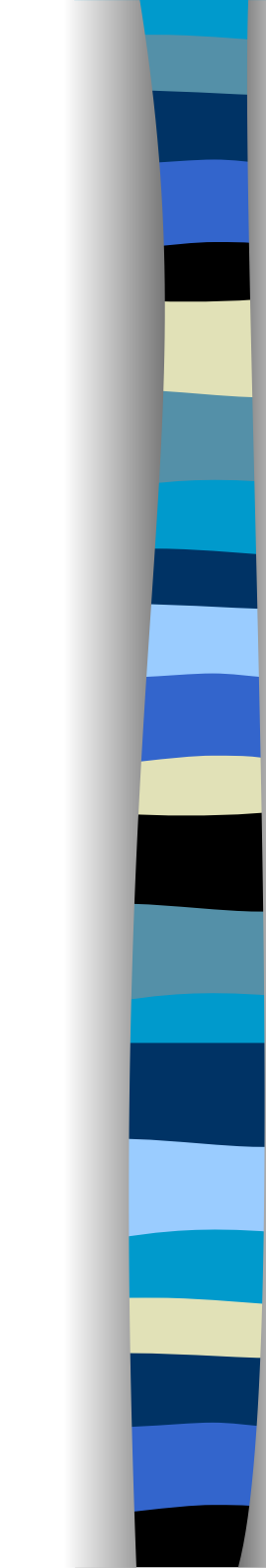


2004年6月7日
放送分野における個人情報保護の在り方について

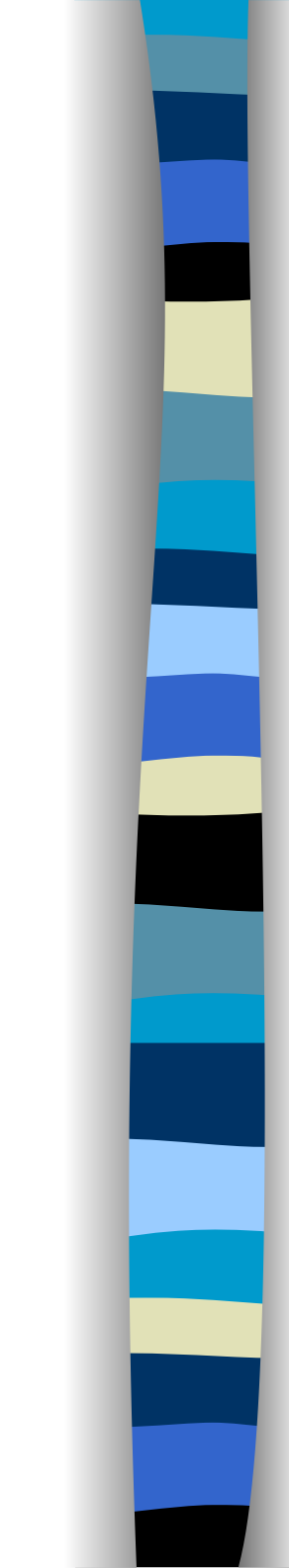
個人情報保護と消費者

全国消費者団体連絡会事務局 関根啓子



個人情報に関する 苦情相談の現状と 消費者の置かれている立場

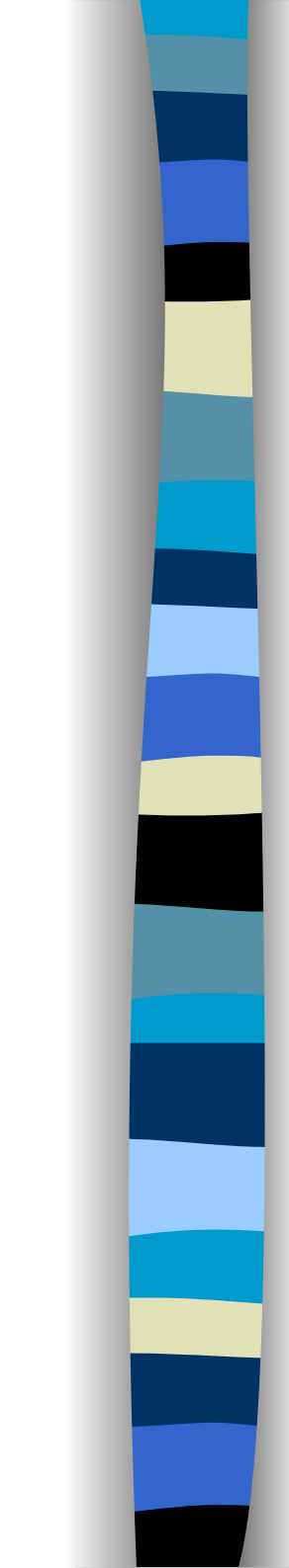
- 個人情報の流出が原因と考えられるダイレクトメール・携帯電話・インターネット等による勧誘、身に覚えの無い架空請求等の消費者被害が多発し大きな社会問題となっている。

- 
- 「悪質な利用した覚えのない請求」が横行しているとして、国民生活センターが最初に警鐘を鳴らしたのが平成14年5月28日。その後も架空請求は増加の一途をたどり平成16年6月3日にも改めて注意情報を出し消費者に対しても個人情報への慎重な取り扱いを促している。
 - ついては、何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿に基づき、アトランダムに根拠のない請求書を大量に送ったものと考えられている。



個人情報流出事件 は後を絶たない

- 2002年5月エステティックT B C 30,000件
- 2002年5月Y K Kアーキテクチュラルプロダクツ45,000件
- 2002年7月アビバジャパン37,000件
- 2002年8月ブルドッグソース50,000件
- 2003年6月ローソンカード会員560,000人分
- 2004年1月ヤフーB B 242件(実は4,600,000人分)
- オリエント・コーポレーション305人分
- 藍沢証券38,000人分
- ジャパネットたかた
- コスモ石油2,200,000人分
- 日本信販NICOSカード99,789人分

- 
- 消費者は事業者に個人情報を提供し様々な商品やサービスを手に入ると同時にリスクも負うというのが現状。
 - 個人情報の悪用による消費者被害について誰もが日常的に不安を感じている。



事業者に期待すること

- 法律は守るべき最低のルールとし更なる個人情報保護体制整備を望む。
- 放送事業者においては思想的、経済的、趣味・嗜好、健康的、医療的等々センシティブな情報も取り扱うことから万全なセキュリティ対策を望む。
- 個人情報情報は情報主体者本人のものであるという認識に立ち取得・利用・第三者提供については本人同意原則を貫くことを望む。
- グループ利用についても確実に本人同意を取得することを望む。



事業者に期待する 具体的なこと

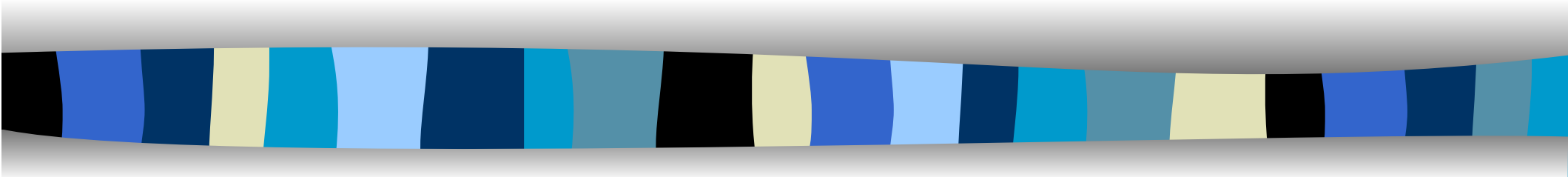
- プライバシーポリシー（個人情報取扱方針）の策定・公表
- 個人情報保護管理者の設置
- 従業員への教育研修
- 苦情受付窓口を設置し迅速な消費者対応と再発防止対策を



Pマーク制度について

- 消費者は商品・サービスの選択にあたって表示を重視する。
- Pマーク取得事業者に対しては一定の安心感を持ち商品・サービスを購入すると考えられる。
- しかし、国際的な食品衛生管理システム(HACCP)を導入していながら大規模な食中毒事件を発生させ消費者の信頼を失った企業もある。
- Pマーク取得事業者に対しても全幅の信頼をおくには至っていない。
- 消費者の安心と信頼を勝ち取るためにも一層の事業者努力を望む。

「個人情報保護法」 に対する認識



2003年5月23日法案成立を受け
全国消団連事務局長名でアピール



2003年5月23日

「個人情報保護法」の成立を受けて(アピール)

全国消費者団体連絡会
事務局長 神田敏子

「個人情報保護法案」は2001年3月27日国会上程(第151回国会)されましたが、メディア規制法案であるとの世論の中2002年12月には審議未了で廃案となりました(第155回国会)。2003年3月7日報道・表現の自由に配慮する観点から大幅な修正を加え再度国会上程(第156回国会)、本日参議院本会議において「個人情報保護法」の成立をみました。

当会では、「真に消費者・市民のための個人情報保護法制の確立」を求めてきた立場から、今回の「個人情報保護法」の成立についてはその第一歩を踏み出したものと捉えています。

しかしながら、今回の法律は基本原則部分が削除されたことにより「個人の権利尊重」の理念が不明確になったと言わざるを得ません。又、個別の具体的規定においても「個人の権利尊重」の観点から不十分な点があります。

基本方針の策定及び法律の運用にあたっては衆参両院・特別委員会の附帯決議を最大限尊重し下記の点について留意されることを求めます。

記

1. 事業者及び行政は、本人が適切に自己情報に関与できるように「取得に際しての利用目的の通知」「第三者提供」については本人への通知を原則に運用するべく最大限の努力をして下さい。又、「グループ利用」については懸念があります。いたずらに範囲を拡大することのないよう求めます。
2. 主務大臣の恣意的な権限行使を避けるために勧告・命令を行った場合にその内容を国民生活審議会に報告し公表する等なんらかのチェック体制を確立してください。
一方、権利侵害にあった場合に、何人も申し出ることができるとしている行政の相談窓口体制についても充実・強化を急ぐとともに再発防止に繋がる仕組みを構築してください。
3. 医療、金融・信用、情報通信、教育等、特段の個人情報の保護が求められている分野について早急に個別法の検討を開始してください。
4. 取り扱う個人情報の量からみて個人情報取扱い事業者から除かれるものを政令で定めることになっています。小規模な悪質事業者が法の網をくぐるものが懸念されるところであり運用上の工夫が必要です。
5. 行政及び事業者は法の精神を肝に命じ早急に「個人情報保護体制」構築に着手してください。



行政に期待すること

- 最近の個人情報流出事件とあいまって多発している消費者被害に鑑みれば再発防止の観点からも、個別法の検討が必要であると考えます。
- 報道・表現の自由には十分な配慮が必要と考えます。
- コンプライアンス経営と個人情報保護体制整備は切り離せないものであり社会的責任であるとして適切な事業者指導を。
- 個人情報に関する相談窓口を設置し迅速な対応と再発防止を。